家族経営協定書

第１条　目的

　この協定は、甲（夫）　　　　　　　　、乙（妻）　　　　　　　　　が相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

第２条　意志決定の参画

　営農方針・計画の樹立、施設等の投資、及び資金の借入、新規部門の導入、経営転換の実施、並びに経営形態の変更（法人化への移行）等、家族経営の重要な意志決定にあたっては、甲及び乙は、必ず参画し、十分な協議を行って決めるものとする。

第３条　経営の役割（任務）分担の実施

　農業経営における個人の責任を明確にするため、甲及び乙は、それぞれの希望、特技、技能等を互いに尊重しながら、各自の役割（任務）分担を決めるものとする。各自の役割分担は次のとおりとする。（◎は作業の責任者、○は作業の補助者とする。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 作　業　部　門 | | 甲 | 乙 | 備　　考 |  |
| 栽培部  門 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 門 |  |  |  |  |
| 門 |  |  |  |  |
| 販  売  部 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 門 |  |  |  |  |
| 経営管理 | |  |  |  |
| 家計費管理 | |  |  |  |
| 家事 | |  |  |  |
|  | |  |  |  |

第４条　収益分配の実施

　農業経営から生じる収益については、甲及び乙で十分協議してそれぞれの年齢、任務等を考慮した額が分配されるものとする。

　　　　・甲の金額～　　　割　　　　　　・甲の金額～　　　　　　　　円（毎月）

　　　　・乙の金額～　　　割　　　　　　・乙の金額～　　　　　　　　円（毎月）

第５条　就業条件の整備

　ゆとりある農家生活を築くため、農作業における就業時間、休日・休暇等の就業条件について、農作業の繁閑並びに経営の実態等を考慮しながら、甲及び乙で協議の上決定するものとする。

　１日の労働時間は、原則として甲、　　　時間、乙、　　　時間とする。

　正月並びに盆等の休暇・休息については、甲及び乙で協議の上、決めるものとする。

第６条　付則

　この協定書に定めている以外の事項については、必要に応じ甲及び乙で協議の上定める。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県南アルプス市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　夫（甲）　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　妻（乙）　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　立会人　　　　　　　　　　　　　　　印